

令和2年度 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 宮崎支部
教育研究団体助成金募集要項

1. 助成要件

(1) 助成の趣旨

この助成は、「最終受益者は子どもたち」の理念を踏まえ、本県における学校教育の向上・発展に努める県単位組織の教育関係団体の研究・活動に対する支援を趣旨とする。

(2) 助成の対象にならないもの

- ① 営利目的、または営利につながる可能性の大きいもの
- ② 他の機関からの委託によるもの
- ③ 既に終了しているもの
- ④ その他助成の趣旨にそぐわないもの

(3) 募集対象

県内の公立小・中・高等学校等の教育研究(活動)団体を対象とする。

- ① 応募者が計画の推進に責任を持ち、助成金の管理及び報告を行うことを条件とする。
- ② 当該年度における研究及び活動を対象とし、助成金の執行は当該年度の4月1日～翌年2月末日までとする。
- ③ 「日教弘本部教育団体研究助成金」と重複申請した場合は、選考対象外とする。

(4) 募集期間 令和2年4月1日(水)～令和2年5月29日(金)

(5) 応募方法

① 申請書及び予算書の作成・提出(様式1・2)

ア 当会本支部ホームページ(<http://www.mkyoko.co.jp/>)(「宮崎教弘」で検索)を開き、「研究助成事業」にある「教育研究団体助成」から「教育研究団体助成金交付申請書」(様式1)及び「教育研究団体助成金交付予算書」(様式2)をダウンロードすること。

イ 申請書及び予算書に必要事項を記入し、捺印したものを郵送にて送付すること。

② 締切

令和2年5月29日(金)

※ 当日必着のこと

〈個人情報の取り扱いについて〉

- ・ 申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- ・ 助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象団体の団体名及び助成対象テーマと助成金額をホームページ、広報誌等で公表することがありますので、ご了承ください。

2. 助成金額

○ 1件あたり10～20万円

※ ただし、以下に記載した費用は**対象外**となるため、厳守すること。

(1) 応募する申請団体構成員の人件費及び謝金(共同者も含む)

※ 外部から講師を招いて研究を推進する場合の講師謝金・交通費等は、助成金額の概ね3割以内とすること

(2) 汎用性のある機器(例:パソコン、OAソフト<Word, Excel等>、コピー機、タブレット端末)等の購入費

※ 管理備品等の購入も不可、研究推進上必要不可欠の備品を購入する際は、2万円以内を認める。(宮崎支部に事前に相談すること)

(3) 組織等の一般管理費(例: **上部組織への分担金・負担金**等)

(4) 当該研究団体の旅費

※ 教職員の研修出張旅費は学校配当予算を優先する。

ただし、当該研究団体の研究を推進するうえで必要であり、かつ、学校配当予算等で執行できない県外への派遣研修については、助成金額の3割以内を認める。

(5) レセプション参加費や懇親会等の飲食費

(6) その他研究に直接関係がない講習会費、物品等

※ 原則として大会参加費は不可とする。

ただし、当該団体としての研究を推進するうえで必要な資料代として1冊分は認める。

※ 助成後、対象外費用を使用した場合や提出書類（申請書や助成後に提出する成果報告書）に不備・不正等があった場合は、戻入（返金）して頂くことになるので留意すること。

3. 選考

(1) 選考方法

① 日教弘宮崎支部公益事業選考委員会の選考後、支部長が対象団体を決定する。

② 助成の採否及び決定額を文書で各申請団体に連絡する。

※ 採否の理由や決定額についての問い合わせには、回答できない旨を理解し申請すること。

(2) 選考基準

① 事業の公益性・社会性

・ 申請事業が、十分な公益性・社会性を有したものであるか。

② 事業の適正性

・ 申請事業が、助成の趣旨と合致しているか。事業予算の設定が過大なものではないか。

③ 事業の必要性

・ 時代や地域の実態や課題、教育的ニーズを的確に把握しているか。

④ 事業の実現性

・ 申請事業の実施方法は適切で、実現可能な計画が立てられているか。

4. 助成対象団体の義務等

(1) 助成金執行上の義務

○ 申請書の内容に従って助成金を執行し、報告書に記載する内容が申請書の内容と整合性があること。

(2) 報告書提出の義務

○ 活動終了後速やかに、「教育研究団体助成に係る成果報告書」（様式3）「教育研究団体助成会計報告書」（様式4）を提出すること。（期限：できるだけ2月末日までに）

※ 助成金の執行に際しては、必ず領収書を取り、会計報告書に添付（写し可）すること。

なお、提出された報告書・資料等は、当支部が公表できるよう「教育研究団体助成会計報告書」（様式4）の下欄にある「注意書き」3点を厳守すること。

5. その他注意事項（次の点を了承のうえ申請すること）

(1) 提出された書類等は返却しない。

(2) 万一、故意の虚偽記載があった場合、あるいは研究倫理上の問題等が認められた場合は、当該申請は無効とし申請は受けつけられない。

(3) 選考結果等の情報および採否の理由についての問い合わせには回答しない。

(4) 助成対象者が論文等により助成事業の成果を発表する場合には、論文等に助成金の交付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載すること。

また、研究機関のホームページや広報誌において研究の成果を発表する場合も、その成果が公益財団法人日本教育公務員弘済会宮崎支部からの助成を受けて行った研究の成果であることを表示すること。

なお、助成金で購入した物品等についても同様とすること。

(様式1)

教育研究団体助成金交付申請書

令和 年 月 日

公益財団法人日本教育公務員弘済会宮崎支部
支部長 志摩 俊明 様

団体名	
代表者	印
所在地	
電話番号	
担当者	

令和 年度教育研究団体助成金の交付を受けたいので、日本教育公務員弘済会宮崎支部研究助成金交付規程第2条の規定により申請します。

記

1 申請額 _____ 円

2 研究・活動概要

(1) 研究主題 (テーマ)

(2) 主な研究・活動の内容

(3) 期待される研究成果

※ 研究のどの部分が「最終受益者は子どもたち」の理念に繋がるのかを明記すること。

(4) 研究成果の発表・公開の予定等

(様式3)

教育研究団体助成に係る成果報告書

令和 年 月 日

公益財団法人日本教育公務員弘済会宮崎支部

支部長 志摩 俊明 様

団体名	
代表者	印
所在地	
電話番号	
担当者	

令和 年度教育研究団体助成金交付に対する成果を報告します。

記

1 研究主題 (テーマ)

2 主な研究・活動の内容

3 主な研究成果

※ 研究のどの部分が「最終受益者は子どもたち」の理念に繋がったのかを明記すること。

4 添付書類等

(1) 会計報告書

(2) 成果物等

(様式4)

教育研究団体助成会計報告書

令和 年 月 ~ 令和 年 月

(使途明細書)

(研究団体名 :)

費 目	金 額	内 訳	領収書番号
合 計			

- 1 「使途明細はそれぞれの領収書に記載された額と同じか」「領収書のどの部分か」等が容易に確認できるよう整理し、別紙に使途明細順に領収書を添付すること。
- 2 領収書を別会計調書に証拠書類として添付が必要などやむを得ない場合は、領収書のコピーに、学校長による「この写しは原本と相違ないことを証明する」旨及び証明期日を表記し、押印したものを添付すること。
- 3 総支出の一部に助成金を執行した場合、支出合計額が交付助成額を超過した場合は、下欄に「このうち_____万円を貴支部からの助成金で執行したことを証する」を記載し、校長名及び押印をすること。